

総 財 準 第 154 号
令 和 2 年 10 月 5 日

各都道府県総務部長
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い)
各指定都市財政担当局長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い)
関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて(通知)

公立病院改革の推進については、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(令和2年1月 24 日総務省自治財政局財政課事務連絡)において、「令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。」とお示したところです。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月 17 日閣議決定)においては、地域医療構想の実現に向けた取組み等の推進による総合的な医療提供体制改革の実施に関し、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところです。

その後、厚生労働省から、「具体的対応方針の再検証等の期限について」(令和2年8月 31 日厚生労働省医政局長通知)において、「『2019 年度中(※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋頃まで)』とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、(中略)改めて整理の上、お示しすることとする。」とされたところです。

また、地方財政審議会が令和2年9月 29 日にとりまとめた「令和3年度の地方財政への対応に向けた課題の整理」において、「現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて再検討すべきである。」との意見が示されたところです。

これらの状況を踏まえ、新公立病院改革ガイドライン(以下、「現行ガイドライン」という。)に

については、当面、下記のとおり、取り扱うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県担当課におかれましては、関係部局並びに貴都道府県内の市町村(指定都市除く。)、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 現行ガイドライン等について

- (1) 現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。
- (2) 各地方公共団体におかれては、本年度が新公立病院改革プラン(以下、「新改革プラン」という。)の標準的な対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする。

2. 令和2年度における不採算地区公立病院に係る財政措置について

「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について」(令和2年4月1日総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知)(別添1参照)において、

- ・ 不採算地区の中核的な公立病院・公的病院等に対する特別交付税措置の創設
- ・ 公立病院・公的病院等に係る周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

等についてお知らせしたところであるが、令和2年度においては、当該通知の1(2)②ウに定める特別交付税措置の要件を適用しないこととする。

なお、同通知の2(1)において、1(2)②ウと同様の取扱いとされている特別交付税措置の令和2年度の要件についても、同様の取扱いとする。

3. 令和3年度における財政措置について

不採算地区公立病院に関する上記2の特別交付税措置の要件に係る令和3年度以降の取扱い及び「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日総財準第61号総務省自治財政局準公営企業室長通知)により、平成32年度(令和2年度)までとされている財政措置の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において、必要な検討を経た上で、改めて通知する。

(別添 1)

総財準第 44 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
(財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い)
各 指 定 都 市 財 政 担 当 局 長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い)
関 係 一 部 事 務 組 合 管 理 者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関 係 広 域 連 合 の 長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について

令和 2 年度より、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院の機能を維持するための繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずる等の見直しを行うこととしましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県担当課におかれては、関係部局並びに貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設

(1) 趣旨

過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急機能や三次救急機能を有する病院や、災害時等の拠点となる病院は、当該地域の中核的病院として、一定の医療機能を維持・確保することが求められることから、そのための体制確保に必要な経費が、その他の病院と比べ割高となっている。

このような実態を踏まえ、不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するために必要な経費（例：非常勤医師の給与に係る割高経費、医師住宅の借上経費、災害拠点としての機能維持に要する経費（自家発電設備、DMAT資機材のメンテナンス経費等）などの体制確保のために必要となる増嵩経費）について、財政措置を講ずる。

(2) 財政措置

①繰出しの基準

「令和2年度の地方公営企業繰出金について」（令和2年4月1日付け総財公第77号総務副大臣通知）第5の4に定める不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費とする。

②特別交付税措置

ア 不採算地区に所在する中核的な病院に係る特別交付税の算定に当たっての基準額は、500床で0となるよう病床数の増加に応じて減額した額とする。ただし、許可病床数が100床以上150床未満の場合は、既存の不採算地区病院に係る基準額を除いた額となる。

イ 特別交付税の算定は、不採算地区病院、不採算地区に所在する中核的な病院、結核、精神、リハビリテーション専門病院、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期、小児及び感染症のそれぞれの基準額の合算額と、それぞれの繰出額の合算額に措置率(0.8)を乗じて得た額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。

ウ 地域医療構想の更なる推進に向けて、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる改革のためのプランの策定を要請することとしている。本措置に係る特別交付税措置は、この更なる改革のためのプランの策定を要件とする。

なお、令和2年度においては、当該プランを策定するまでの間は、当該プランの策定作業に着手していることをもって対象とする。

2. その他

(1) 既存の不採算地区病院の運営に要する経費に係る財政措置の見直し

既存の不採算地区病院の運営に要する経費に係る財政措置は、引き続き継続するが、許可病床数が100床未満の病院については、経営状況等を踏まえ、特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充することとしている。

なお、本特別交付税措置については、1 (2) ②ウと同様の取扱いとする。

- (2) 既存の小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に係る特別交付税措置について

従前より、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に要する経費について特別交付税措置を講じているが、特別交付税措置をおおむね2割程度拡充することとしている。

- (3) 公的病院等に対する特別交付税措置について

従前より、公的病院等に対して地方公共団体が助成を行っている場合に、公立病院に準じて特別交付税措置を講じているが、不採算地区に所在する中核的な病院に関しても同様とする。

また、許可病床数が100床未満の不採算地区病院に関しては、(1)のとおり、病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充することとしているほか、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に関しても、(2)のとおり、特別交付税措置を拡充することとしている。

- (4) 不採算地区の有床診療所に対する特別交付税措置について

従前より、有床診療所に要する経費について特別交付税措置を講じているが、(1)の見直しと併せて措置を拡充することとしている。

なお、不採算地区公的診療所等の助成に要する経費についても同様とする。

令和2年度 公立病院の財政措置の見直し

(別添2)

○ 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる。また、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充する。

○ 併せて、普通交付税の病床数に応じた措置については、必ずしも経費が病床数に比例しない実態等を踏まえ、当該普通交付税による措置を見直すとともに、これまで特別交付税により措置していた基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費を措置することとする。この結果、病床当たりの単価は減少する見込みである。

特別交付税措置見直しの内容

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院

であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること

ii) へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる。(措置額については、中核的な公立病院の経営状況を踏まえ、今後検討)

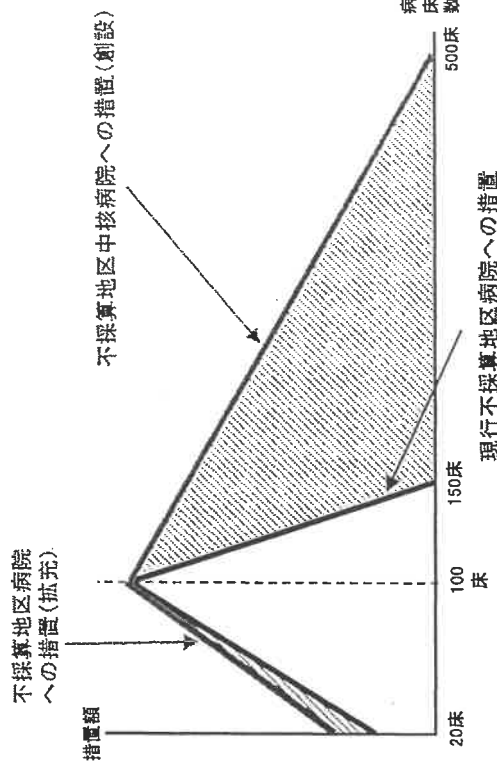
地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。(現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様)

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院(100床未満)について経営状況を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充する。

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる。

不採算地区中核病院及び100床未満の不採算地区病院の措置(基準額)イメージ



※ 算定にあたっては、病院に対する特別交付税措置に係る基準額の合計と、それに係る一般会計繰出の実額(合計)に0.8を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を措置